

○ 一般職業紹介状況(令和5年11月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は 1.47 倍となり、前年同月差では 0.2 ポイント下回り、前月差は 0.11 ポイント上回りました。

【求人のようす】

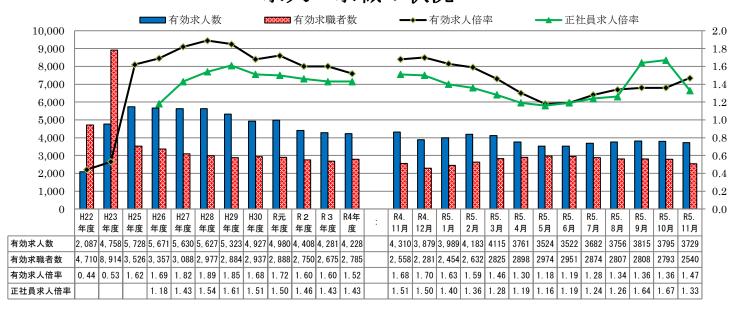
- 〇 新規求人数は 1,407 人で、前年同月比で 3.2%減(前年同月差 47 人減)、前月比で 1.4%増(前月差 20 人増)となりました。
- 〇 月間有効求人数は 3,729 人で、前年同月比で 13.5%減(前年同月差 581 人減)、前月比で 1.7%減(前月差 66 人減)となりました。

【求職のようす】

- 〇 新規求職者数は 585 人で、前年同月比で 18.7%増(前年同月差 92 人増)、前月比 15.9%減(前月差 111 人減)となりました。
- 〇 月間有効求職者数は 2,540 人で、前年同月比で 0.7%減(前年同月差 18 人減)、前月比で 9.1%減(前月差 253 人減)となりました。

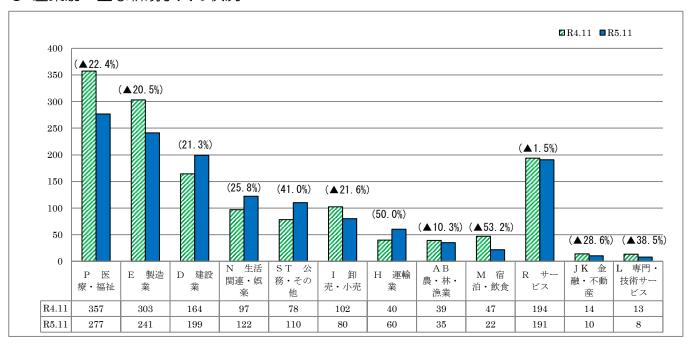
月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,090人で42.9%、45歳以上54歳以下は525人で20.7%、55歳以上は925人で36.4%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別:主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況(パート含む)

	項	[目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1, 407	*	*	1. 4	▲3. 2	
月間有効求人数		3, 729	*	*	▲ 1. 7	▲ 13. 5	
新規求職者数		585	274	311	▲ 15. 9	18. 7	
	うち雇用	保険受給者	124	62	62	▲ 27. 0	20. 3
月間	引有効求職	 者数	2, 540	1, 238	1, 300	▲ 9. 1	▲0.7
	うち雇用	保険受給者	986	432	504	0. 2	16. 7
. () 1	1 体表	新規	2. 41	*	*	0. 41 P	▲0.5P
水ノ	人倍率	有効	1. 47	*	*	0.11P	▲0.22P
紹介	紹介件数		671	326	343	5. 0	9. 7
	うち雇用	保険受給者	158	54	104	▲ 14. 1	9. 7
就職	就職件数		255	115	140	▲ 17. 7	0. 39
	うち雇用	保険受給者	85	36	49	0	26. 8
新規	新規就職率		43. 6	42. 0	45. 0	▲ 1.0P	▲7.9P

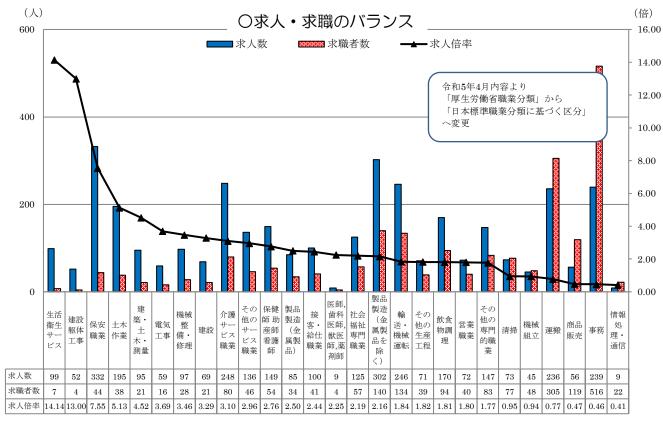
%平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

〇 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	35	8	3	19	5	▲ 16. 7	105. 9
新規登録者数	14	1	1	8	4	▲ 17. 6	55. 6
就職件数	15	2	1	8	3	▲ 6. 3	▲ 28. 6
月末現在有効求職者数	253	68	47	119	19	▲ 3. 4	▲ 27. 1

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

[※]ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(※)を参照。



※ パートを含み、臨時を除く常用※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

〇 雇用保険取扱状況

<u> </u>				T	1	
		計	男	女	前月比	前年同月比
事	新規適用事業所数	7	*	*	▲ 22. 2	▲ 12. 5
事業所関係	廃止事業所数	11	*	*	83. 3	22. 2
係	月末現在事業所数	4, 044	*	*	▲ 1. 7	▲0. 15
被	資格取得者数	478			▲ 12. 6	▲ 20. 3
被保険者関係	資格喪失者数	515	303	212	0.8	▲ 25. 0
者関	離職票交付件数	345	*	*	▲ 20. 3	17. 7
係	月末現在被保険者数	44, 859	25, 432	19, 407	▲ 1.3	▲0. 2
	受給資格決定数	156	69	87	▲ 27. 1	11. 4
給	一般給付受給者数	637	281	356	▲8. 2	7. 2
給付金関係	一般給付金額(千円)	75, 994	37, 865	38, 129	▲ 13. 4	▲ 1.5
係	個別延長給付受給者数	0	0	0	I	▲ 100. 0
	個別延長給付金額	0	0	0	_	▲ 100. 0

[※]金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利!

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

〇 1月・2月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・<u>1月9日(火)・2月13日(火)</u>です。

※会場は、ハローワーク石巻 3 階会議室となります。9:00~16:00 の間の 30 分程度を予定しております。

[※]参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

事業主の皆様へ

・ 厚生労働省 DE. (Spl., #Sk) PRE and Weller 「 P生労働省 DE. (Spl., #Sk) PRE and Weller 「 P生労働者 DE. (Spl., #Sk) PRE and Weller 「 Pt. (Spl., #S

キャリアアップ助成金 年収の壁対策として 労働者1人につき扉

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。 〇労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。

○支給申請の事務手続きも簡単になりました。

労働者にとって、

- 「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- 社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の 人手不足の解消へ!



「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額	
① 賃金の <u>15%以上を追加支給</u> (社会保険適用促進手当)	20万円	
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年日 20万円	
③賃金の18%以上を増額	3年日 10万円	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう 手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として 社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額	
4時間以上	-		
3時間以上 4時間未満	5%以上	30万円	
2時間以上 3時間未満	10%以上		
1時間以上 2時間未満	15%以上		

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

2024 (令和6) 年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

〈申請スケジュールの例〉 ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合



- 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。 (36)
- 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。